



福岡医発第212号(地)

平成15年 4月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敏次郎



精神障害者に係る主治医の意見書について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律等」につきまして、平成14年6月28日付福岡医発第654号(地)にてご連絡いたしておりますが、今般、障害者となった労働者の雇用を継続するため、職場適応措置等を実施する事業主に対し、その費用の一部を助成する助成金(障害者雇用継続助成金)の対象として、新たに精神障害者が加えられたことを受け、「主治医の意見書」の様式が定められた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- (1) 本「主治医の意見書」は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない精神分裂病、そううつ病又はてんかんに罹っている者を確認するためのものです。
- (2) 参考として、障害者雇用継続助成金に関する資料が添付されています。

(地 16)
平成15年4月15日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
西 島 英 利

精神障害者に係る主治医の意見書について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」及び関係政省令につきましては、平成14年6月20日付(地 64)の文書をもって貴会宛にお送り申し上げます。

今般、障害者となった労働者の雇用を継続するため、職場適応措置等を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成する助成金(障害者雇用継続助成金)の対象に、新たに精神障害者が加えられたことを受けて、別添のとおり、「主治医の意見書」の様式が定められ、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長より、その周知について依頼がありました。

本「主治医の意見書」は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない精神分裂病、そううつ病又はてんかんに罹っている者を確認するためのものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、障害者雇用継続助成金に関する資料を参考までに同封いたします。

職高障発第 0328001 号

平成15年 3 月 28 日

(社) 日本医師会常任理事

西 島 英 利 殿

厚生労働省職業安定局

高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課長

精神障害者に係る主治医の意見書について

障害者の雇用の促進等につきましては、平素より、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第69号）が平成14年 5 月 7 日付けで公布、施行され、障害者となった労働者の雇用を継続するため、職場適応措置等を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成する助成金（以下「障害者雇用継続助成金」という。）の対象に、新たに精神障害者が加えられることとなりました。

この新たに障害者雇用継続助成金の対象となる精神障害者は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 1 条の 4 に掲げられている者であります。同第 2 号に該当する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない精神分裂病、そううつ病又はてんかんに罹っている者については、別紙の「主治医の意見書」により該当することを確認することといたしました。貴職におかれましてはこのことにつき関係各位に御周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

主治医の意見書

1 氏名等	氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日
	住 所					
2 病名等	病 名	(該当するものを○で囲む) 精神分裂病(統合失調症)・そううつ病(気分障害)・てんかん				
	病の発生年月	年 月 頃				
3 障害の状態	現在の精神状態 (具体的な症状と程度)					
	症状の安定度(安定の程度、安定した時期等)					
4 就労に関する事項	労働習慣(規則正しい勤務とその継続、危険への対応等)の確立の程度及び今後の見込み					
	就労に 際しての 留意事項	作業の内容、環境、時間等の制限、配慮事項その他予想される問題点				
		必要な通院日数	1ヶ月当たり 回程度			
	労働能力 の程度	就労の可能性の有無	有 ・ 無			
		就労可能な具体的な就労場所・条件等				
5 その他参考となる意見	症状をくずす誘因となるもの、てんかん発作に対する対策(発作の起こりやすい時間帯・状況、発作の始まり方等)等					

以上の通り意見を述べる。
病院又は診療所の名称
所 在 地

平成 年 月 日
診療担当科名
医 師 氏 名

印

- 障害者雇用継続助成金（企業に雇用された後で障害を有するに至った労働者の雇用の継続を図るための施設・設備の改善等に関する助成金：労働保険特別会計雇用勘定で措置）

1 中途障害者作業施設設置等助成金 -----

事業主に雇用された後、身体障害者又は精神障害者となった者の職場復帰を促進するために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うかあるいはそれらを賃借する事業主に対してその費用の一部を助成。

・ 助成率：2／3

限度額：障害者1人450万円・1事業所4,500万円、賃借月13万円

2 重度中途障害者職場適応助成金 -----

事業主に雇用された後、重度身体障害者又は精神障害者となった者等の雇用を継続するため、職務開発、能力開発、その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、その計画に基づいて当該措置を行う場合にその費用の一部を助成。

支給額：障害者1人あたり月3万円（短時間労働者の場合月2万円）

支給期間：3年間

障害者雇用継続援助事業に基づく助成金 ◆ 問い合わせ ☎ 都道府県障害者雇用促進協会等

採用後、労働災害、交通事故、疾病等により障害を有するに至った、いわゆる中途障害者については、その障害の故に離職を余儀なくされる場合が少なくありません。また、離職に至らないまでも、その雇用を継続するために事業主が何らかの負担をせざるを得ない場合があります。

そこで、事業主が中途障害者の雇用を継続するため、職場復帰にあたっての作業施設・設備の設置または整備や職場適応措置を行う場合については、これらの措置に要する費用について（予算の範囲内において）助成金を支給することによって、中途障害者の雇用の継続を図ることとしております

● 中途障害者作業施設設置等助成金

事業主に採用された後に身体障害者又は精神障害者となった者（以下「中途障害者」という。）の職場復帰を促進するために、当該中途障害者の作業を容易にする施設または設備（以下「作業施設等」という。）の設置または整備を行う（賃借による設置または整備を含む。）場合に、その費用の一部を助成するものです。

● 重度中途障害者職場適応助成金

中途障害者である重度身体障害者又は精神障害者及び45歳以上の中途障害者である身体障害者等の雇用を継続するため、職場復帰にあたり職場適応措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

認定申請から支給決定までの事務手続き概要図

（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
（障害者雇用継続援助事業に基づく助成金）

